

【様式 2】

e-Gov 掲載時の表示項目【結果公示案件】

[結果公示案件 一覧画面]

結果の公示日	案件番号	結果公示案件名	意見公募時の案の公示日	意見・情報受付締切日	命令等の公布日	提出意見数	所管府省・部局名等 (問合せ先)
2023年12月6日	860202302	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(案)等に対する意見公募の結果について	2023年9月26日	2023年10月25日	2023年12月6日	6件	総務省消防庁 予防課危険物保安室 [電話] 03-5253-7524 [FAX] 03-5253-7534

[結果公示案件 詳細画面]

案件番号(注1)	860202302					
結果公示案件名	危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(案)等に対する意見公募の結果について					
定められた命令等の題名(法令番号を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第348号) ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和5年総務省令第83号) ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(令和5年総務省告示第406号) 					
定められた命令等の数 (※e-Govの画面には表示されない項目)	政令	省令	告示	審査基準	処分基準	行政指導指針
	1	1	1			
根拠法令条項(注2)	別紙のとおり。					
行政手続法に基づく手続であるか否か	行政手続法に基づく手続					

命令等の公布日	2023年12月6日
提出意見数	6件
提出意見を踏まえた案の修正の有無	有
結果の公示日	2023年12月6日
意見公募時の案の公示日	2023年9月26日
意見・情報受付締切日	2023年10月25日
意見考慮期間を短縮した場合、その旨及びその理由 (※e-Govの画面には表示されない項目)	—
意見数が100件以上の場合、大臣等の確認の有無 (※e-Govの画面には表示されない項目)	—
意見数が100件以上の場合、事務レベルの決裁者の確認の有無 (※e-Govの画面には表示されない項目)	—
提出意見原文の公示の有無 (※e-Govの画面には表示されない項目)	無
提出意見の整理・要約したものの公示の有無 (※e-Govの画面には表示されない項目)	有
整理・要約したものを公示した場合、原文を公にしている場所、閲覧方法等の公表の有無 (※e-Govの画面には表示されない項目)	有
結果の公示が命令等の公布より遅れた場合、その旨、その理由及び公示日の目途の明示の有無 (※e-Govの画面には表示されない項目)	—
提出意見に基づかない命令等の案の修正の有無 (※e-Govの画面には表示されない項目)	有
(1) 意見公募手続を実施したが命令等を定めないこととした場合にはその旨 (2) 行政手続法第39条第4項各号のいずれかに該当するため意見公募手続を実施せず命令等を定めた場合にはその旨及びその理由(注3)	—
関連ファイル	結果概要、提出意見、意見の考慮結果・理由等(注4)
	・提出された意見及び総務省の考え方

	その他（注４）	<ul style="list-style-type: none"> ・報道資料 ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（令和５年政令第 348 号） ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和５年総務省令第 83 号） ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和５年総務省告示第 406 号） ・（別紙）根拠法令条項 		
意見募集時の画面へのリンク		意見公募時の画面		
資料入手方法		総務省消防庁予防課危険物保安室にて閲覧及び配布 総務省ウェブサイト「報道資料」欄への掲載		
所管府省・部局名等（問合せ先）		総務省消防庁予防課危険物保安室 [電話] 03-5253-7524 [FAX] 03-5253-7534		
備考（注５）		<p>○提出された意見を踏まえて修正を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の規制に関する規則第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 5 号（蓄電池の貯蔵方法の場合分けについて誤解が生じないように規定ぶりを修正） ・危険物の規制に関する規則第 40 条の 3 の 3 の 2 第 3 号（同号中「専用タンク（注入口を含む。）」について規則内の用語（「専用タンク」）に統一） <p>○用語、規定の整理など、形式的な修正を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の規制に関する規則第 5 条の 2（「市町村長等」の定義を明確化） ・危険物の規制に関する規則第 16 条の 2 の 8 第 2 項第 4 号（危険物の規制に関する政令と用語を統一） <p>○提出意見の原文は、消防庁予防課危険物保安室にて閲覧に供します。</p>		
行政分野別分類	大分類	17 消防	小分類	—

※ 項目名の書き振りについては変更がありうる。

（注 1）意見公募時の案件番号と共通にする

（注 2）書ききれない場合には結果概要に書くことも可

- (注3) (1)別の案で改めて意見公募手続を実施しようとする場合を含む
(2)命令等の趣旨が当該命令等自体から明らかでない場合は、趣旨を結果概要に記載
- (注4) できる限りファイル名で内容が明らかになるよう工夫する
- (注5) 正誤表、第40条2項に該当し自ら意見公募手続を行わなかった場合はその旨等